

構造改革特別区域計画

1．構造改革特別区域計画の作成主体の名称

秋田県

2．構造改革特別区域の名称

秋田スギ利活用推進福祉特区

3．構造改革特別区域の範囲

男鹿市の全域

4．構造改革特別区域の特性

本県の人口は1,167,365人、65歳以上の高齢者人口は300,449人（平成15年10月1日現在、県統計課調べ）で、高齢化率は25.7%と全国でもトップクラスにある。人口の減少が年々続いている反面、高齢者人口は年々増加し続けており高齢化は顕著に進んでおり、平成22年には高齢化率が全国一高い県になるという推計も出されている。また、要介護認定者のうち介護度4・5の重度者の出現率が全国で最も高い状況にある。

特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設への入所希望者も依然として多く、長期の待機者も少なくない現状にある。その他の入所施設であるケアハウス等老人福祉施設についても、ほぼ満床の状況にある。

このような状況のなか、県の第2期介護保険事業支援計画（平成15年度～平成19年度）では、高齢者が利用する入所及び在宅サービス施設の整備にあたり、国が示す参酌標準を上回るペースで計画し、進めることとして取り組んでいるところである。

一方、本県における森林面積は、82万1千haで県土の71%を占めている。うち民有林は約44万6千haで森林面積の54%となっているが、中でも全国一の面積・蓄積を誇るスギ人工林は成熟度を高めてきており、今後本格的な「生産利用期」を迎えようとしている。木材関連産業の中心となる製材業の製品出荷額は、長引く景気低迷、産地間競争の激化等により急激に減少してきており、地域経済全体への影響が懸念されるところである。

秋田県の木材産業の主要生産品である製材品は、建築用材が圧倒的なシェアを占めているものの、新設住宅着工数の推移を見ると10年前に比べ4分の3に減少している。住宅の木造化率も年々低下傾向にあることに加え、ライフスタイルの変化等による和室の減少や大壁工法の普及等により木材需要量は減少し、さらには安価な外材の台頭や他産地の木材との競争が激化し、県産材のシェアが奪われ危機的な状況に瀕している。

このようなことから、豊富な森林資源を活用した林業の持続的な発展と、地場産業である木材産業の活性化を図るため、森林施業の効率化や木材産業の再編・整備と合わせ、様々な分野において秋田スギを中心とした県産材の需要拡大を図る必要がある。

5 . 構造改革特別区域計画の意義

秋田県の高齢化率は全国的にも極めて高く、特別養護老人ホームや介護老人保健施設など高齢者福祉施設の量的な整備はもとより、入所者の居住性・施設療養環境の向上など質的な面で処遇が求められてきている。特に、入居者の居住性の向上については、秋田スギ等県産材をふんだんに使用した、心身に優しい、健康的な癒しの空間を提供することが非常に有効な手段であると考えられる。

しかしながら、高齢者が利用する入所及び在宅施設等老人福祉関連施設については、それぞれの施設設置基準により耐火、準耐火建築物にすることが求められ、鉄筋コンクリート造や鉄骨造の建物がほとんどという現状であり、木造の施設整備が困難な状況にある。

そこで、平屋建てとし、広い敷地の確保、より安全な避難口・避難経路の確保など一定の条件を満たした場合に、耐火・準耐火建築物という設置基準が緩和されることにより、人に優しい、環境に配慮した木造建築物の建設が促進され、豊富な森林資源を活用した林業の持続的な発展と、地場産業である木材産業の活性化が図られ、秋田スギを中心とした県産材の需要拡大の効果が期待される。

さらに、不特定多数の者の利用が想定される福祉施設を木造化することは、県産木材や木造建築物のPRという観点から大きな波及効果が期待でき、一般住宅をはじめとする建築物への県産木材の活用等が見直され、需要を喚起できるものである。

6 . 構造改革特別区域計画の目標

県産材の需要を拡大することが喫緊の課題となっている中、構造改革特別区域の導入・拡大を進めながら県産材や木造建築物のPRを図り、一般住宅をはじめとする建築物へ県産材の活用等新たな需要を喚起し、その需要拡大を図りながら地域の活性化に繋げて行く。

また、こうした木造建築物を実際に見て、手に触れた方々に木材の良さを体感・再認識していただき、老人福祉施設の質的な面での居住性の向上、心身に優しい癒しの空間を提供することを進めていく。

7 . 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 経済的効果

秋田スギを活用した老人福祉施設が林業・木材生産業所得へ及ぼす経済的効果については、国が導入している費用対効果分析手法をもとに算出すると、延べ床面積3,000㎡、使用する木材が750m³、ベッド数が50床、総事業費が500,000千円の木造施設を建設する場合、木を伐採することによって森林所有者等が得られる所得17,000千円、製材することにより製材所が得られる所得48,000千円と計算できる。

また、当該施設の整備を契機としての公共施設や住宅分野での秋田スギを中心とした地域材の需要拡大効果、当該施設の利用により生じる交流・展示促進効果が見込まれる。

さらに、地球温暖化防止効果による炭素貯蔵効果及び炭素排出抑制効果等環境保全に係る波及効果も推定される。

これら効果を総合的に評価し、費用対効果を見ると、投下した総事業費500,000千円に対し、妥当投資額は920,000千円と積算される。従って投資効率は1.9となり、林業・木材産業の振興に十分効果を発揮するに足りる施設と評価される。(別添「費用対効果分析結果報告書」参照。)

なお、上記の効果は一施設の建設によって発現されるものであり、構造改革特別区域が順次拡大されることにより、今後引き続き大きな効果をもたらすことが期待でき、ひいては平成22年度の目標としている関連事業を含めた県産材の出荷量(スギ製品出荷量の現状290千 m^3 を600千 m^3 、スギ乾燥材製品出荷量現状39千 m^3 を230千 m^3 、集成材等高付加価値製品出荷量現状215千 m^3 を280千 m^3)に大きく貢献できる。

老人福祉施設の整備について、第2期介護保険事業支援計画では平成19年度サービス量見込みとして、特別養護老人ホームは5,556人分(平成16年4月1日現在5,097人分整備済)、老人保健施設は5,118人分(平成16年4月1日現在4,817人分整備済)を見込んでいる。また、ケアハウス等その他の老人福祉施設についてもそれぞれ見込み量を計上し整備を進めていることから、各施設整備に当たり、構造改革特別区域の拡大を図っていくものである。

(2) 社会的効果

老人福祉施設への木材の使用、特に内装材として使用することにより、入所或いは利用する高齢者にとっても木材の持つ癒し効果によるストレスの軽減やアレルギーの抑制、調湿効果による快適な空間での生活が期待でき、また床材として使用した場合、衝撃吸収能力がコンクリート床に比べ高いことから、高齢者の転倒時の骨折等、ケガの発生も減少することが期待できる。

木材は、森林から生み出される再生可能な資源であることに加え、製品製造時に要するエネルギー消費量が他の製品に比べて小さい、炭素を長期間貯蔵できる、製品の再利用が容易で繰り返し利用できるなど、地球環境の保全に貢献する資材である。このように優れた特性を持つ木材が老人福祉施設等大規模施設で幅広く利用されることにより、林業生産活動が活性化され、適切な森林整備が推進されるとともに、これにより森林の有する公益的機能も持続的に発揮され、水と緑豊かな県土の保全を通じて県民の安全で快適な生活が創造できる。

また、老人福祉施設を木造化することは、県産材や木造建築物のPRという観点から波及効果が期待でき、一般住宅をはじめとする建築物への県産材の活用等が見直され、需要を喚起できるものである。

8. 特定事業の名称

915

耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

構造改革特別区域において、社会福祉施設等に係る耐火・準耐火建築物の要件を適用除外する秋田県の基準について

県では、平成15年8月29日厚生労働省令第132号（厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令）並びに平成15年8月29日老発第0829001号（構造改革特別区域における「耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業」について）を受け、構造改革特別区域の実施にあたり県として認めるための「社会福祉施設等に係る耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外に係る基準」（平成15年9月24日、秋田県健康福祉部制定）を定め、特例措置の内容がより効果的・現実的に可能となり得るよう努めているところである。

木材産業の振興施策として

(1) 県産材の需要拡大について

本県においてPR効果の高い公共建築物等の木造化・木質化を進めるため庁内に「県産材利用推進会議」を設置し、「県産材利用推進方針」「県産材利用推進計画」「公共建築物の木造化及び内装木質化の推進に関する基準」を策定するとともに、その着実な実施を図っているところである。

また、「秋田の木・利用推進木造公共施設等整備事業」など施設整備に対する各種補助事業により公共建築物の木造化を推進しており、県単事業である新しい「木との出会い」推進事業においては、県産材を活用した新技術、新分野等への木製品の導入にあたり助成を行っているが、構造改革特別区域の認定を受けた事業で内装材（壁面材）に木材を使用した場合、この助成を行うこととしたところである。

一方、一般住宅の分野においては、『「街に秋田スギを」地産地消推進事業』により乾燥秋田スギ柱材の無償提供や「秋田スギの家」供給グループを育成するとともに、優良木造住宅建築業者を対象とする低利融資を行っている。

そのほか、「木材利用推進活動事業」により各種イベント・展示会の開催、印刷物やホームページで情報発信し、県産材の普及・啓発活動を実施している。

(2) 秋田スギ乾燥材生産体制の強化について

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の施行等を背景に、従来にも増して住宅部材の品質・性能の優れた木材が求められ、住宅の構造材として強度性能や寸法安定性に優れた乾燥材の生産を促進していくこと重要となっている。

このため、「乾燥秋田スギ銘柄化促進事業」により、人口乾燥施設の導入の支援や品質認証制度による乾燥秋田スギのブランド化を図りながら、乾燥木材供給体制を整備しているところである。

(3) 木材産業の構造改革について

外材に対抗できる品質・性能の明確な製品を安定的に供給できるシステムを構築するため、「林業・木材産業構造改革事業」により合併・転業など木材産業の構造改革に資する取り組みを支援するとともに、集成材加工施設等の整備を総合的に支援している。

老人福祉施設等の整備について

老人福祉施設等の整備に当たっては、国庫補助事業の活用による当該特区の施設整備を事業実施主体との連携を図りながら進めるとともに、民間資金の活用による施設整備においても、その取り組みへの誘導を図りながら特区計画を促進するとともに、構造材のみならず、内装材等への木材利用も可能な限り促進し、入所者の居住性、施設療養環境の向上、心身に優しい、健康的な癒しの空間を提供するよう努めていくものとする。

別 紙

1 . 特定事業の名称

番 号 9 1 5

名 称 耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業

2 . 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

設置主体の名称及び所在地

名 称 株式会社 日本ケアシステム

所在地 秋田県南秋田郡飯田川町飯塚字塞ノ神 1 4 3 番地 3

社会福祉施設等の種別、名称及び所在地

種 別 介護付き有料老人ホーム（特定施設入所者生活介護事業所）

名 称 （仮称）ケアホーム杉の家

所在地 秋田県男鹿市船越字内子 2 9 4 番地

3 . 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 . 特定事業の内容

木造、平屋建てとした。

火災の初期消火を行うスプリンクラーを設置した。

火気使用室等火災の発生の恐れがある部屋又は各居室 3 室ごとに、延焼を抑制する壁を配置した。

各居室から避難口までの歩行距離を 3 0 m 以内とした。

広い敷地の確保により建物から敷地外への避難を容易とし、緊急車両が通行できるようにした。（敷地境界から建物までの有効幅員を 4 m とした。）

非常用警報設備の設置により火災を早期に発見できるようにした。また、避難訓練について、通常年 2 回の実施を年 3 回実施することとし、併せて避難体制を強化する。

防火管理体制は各自役割分担を決め、夜間は見回り回数を増やすことで火災の早期発見に努める。

5 . 当該規制の特例措置の内容

（ 1 ）基準等との適合性の判断

構造改革特別区域における「耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業」について（平成15年8月29日老発第0829001号）（以下「通知」という。）記1、本文

地方公共団体が、その設定する法第2条第1項に規定する構造改革特別区

域内における別表の左欄に掲げる施設又は事業所であって、木造かつ平屋建てのものについて、次の各号のいずれかの要件を満たしていることその他火災の際の当該施設又は事業所の入所者又は利用者に係る必要な安全性が確保されていることを認めて法第4条第8項の内閣総理大臣の認定（法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、当該認定に係る施設又は事業所については、同表の右欄に掲げる規定は適用しない。

「社会福祉施設等に係る耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外」に係る指導基準（平成15年9月29日秋田県健康福祉部制定）（以下「県指導基準」という。）

社会福祉施設等について、木造を認めるための要件

平屋建てに限る。（絶対条件）

省令第1条第1号のいずれかと第2号又は第3号のいずれかの組み合わせによる。

なお、省令第1条本文中「その他火災の際の・・・必要な安全性が確保されていること」については、絶対的に排除するものではなく、明確な根拠・資料等が示され、認めることができる場合はこの限りではない。

特定事業の内容

- 4 . 木造、平屋建て
～ 代替措置

県の判断

特定事業の内容が通知及び県指導基準に示している木造、平屋建てとなっていること、～の内容が、通知の各号のいずれかの要件及び県指導基準に示している組み合わせの要件が盛り込まれていることから、必要な安全性が確保されていると認められる。

通知 記1、一

スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用又は調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造とすること。

県指導基準

第1号は スプリンクラー設備の設置、天井等内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等のいずれかの措置を講ずることにより、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造とすることが求められると解される。

スプリンクラー設備の設置については、記述のとおりスプリンクラー設備を設置することである。

スプリンクラー設備は、消防法上平屋建ての建築物については設置義務はないが、消防法に準じた基準で設置することにより、初期消火には特に有効な措置と考える。

天井等の内装材等への難燃性の材料の使用については、建築基準法施行令第1条第6号に規定される「難燃材料」以上の材料により仕上げられていることとする。

これは延焼の抑制及び避難の確保に配慮したものである。

調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等については、調理室、厨房、ボイラー室その他火気を使用する室とその他の室を建築基準法施行令第112条に規定する構造の壁又は同法第114条第2項に規定する壁で区画することとする。

これは、火災の発生源となる可能性の高い室を個別に区画し、火災の延焼の抑制を高めるとともに、避難の安全性が確保されることも期待できるものである。なお、居室相互を区画する壁又は避難経路（廊下等）を区画する壁についても、建築基準法施行令第114条第2項に規定する壁（小屋裏又は天井裏を除く。）を設けることにより、火災の急激な拡大の抑制、迅速な避難が困難な高齢者等において十分安全に避難する時間を可能な限り確保するため、更に望ましい措置と考える。

特定事業の内容

4. スプリンクラー設備。

火気使用室等火災の発生の恐れがある部屋又は各居室3室ごとに、延焼を抑制する壁を配置。

県の判断

通知及び県指導基準に示すスプリンクラーが設置され、初期消火に配慮していること、また、火気使用室等火災の発生の恐れのある室とその他の室及び各居室3室ごとに防火区画の壁が設置されており、火災の延焼の抑制に配慮していることから、必要な安全性が確保されていると認められる。

通知 記1、二

避難口の増設、搬送が容易に行えるのに十分な幅員を有する避難経路の確保等により、円滑な避難が可能な構造とし、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること又は配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能であること。

県指導基準

第2号は、 避難口の増設、 搬送が容易に行えるのに十分な幅員を有す

る避難経路の確保等、かつ 避難訓練を頻繁に実施すること、 配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能であること、が求められる。

すなわち、前段の 又は と後段の 又は の組み合わせにより円滑な避難を図るものである。なお、円滑な避難確保のために建物内に限らず、建物周囲における屋外の避難経路等確保のための十分な空地を有することも必要である。

避難口の増設については、避難口の数は消防法上特に規定はないが、建築基準法施行令第125条第1項の規定として、屋外への出口までの歩行距離は60m以内と規定されている。このことから、施設入所者又は利用者が高齢者等であることを考慮し、その距離を30m以内とする。

搬送が容易に行えるのに十分な幅員を有する避難経路の確保とあるが、各施設基準等において廊下幅員の基準にばらつきがあり、一律に基準を定めることは施設によっては極端な負担を強いることになりかねないことから、各基準幅員を上回ることは当然であるが、「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」に定める基準幅を確保することとする。なお、車椅子又はストレッチャー同士がすれ違うのに十分な幅員以上を確保することが望ましい。

避難訓練を頻繁に実施することについては、消防法上、福祉施設等は年2回以上消火及び避難訓練を実施しなければならないこととなっているので、それを上回る適当な頻度で実施することが必要である。

配置人員の増員であるが、各施設基準において配置職員の基準は定められているが、火災時の避難・誘導等にも十分対応できるよう更なる人員を確保し、迅速な避難を確保することを求めるものである。

特定事業の内容

4 . 各居室から屋外の出口までの歩行距離は30m以内。

広い敷地の確保により、建物から敷地外への避難を容易とし、緊急車両が通行できるようにした。(敷地境界から建物までの有効幅員を4mとした。)

非常用警報設備の設置により火災を早期に発見できるようにした。また、避難訓練について、通常年2回の実施を3回実施することとし、併せて避難体制を強化する。

県の判断

県指導基準に示す避難口までの距離を30m以内として、通常より避難口の数は多くなっている。また、建物周囲に4mの空地が確保され、県指導基準に示す屋外の避難経路も十分に確保されている。避難訓練は、施設の消防計画を定め避難訓練は年3回実施し、そのうち1回は夜間訓練も実施することとしている。避難体制も施設の消防計画で自衛消防隊を組織し役割分担を決め適切な対応をすることとなっている。以上のことから、通知、県指導基準に照らして

も必要な安全性が確保されていると認められる。

通知 記 1、三

非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制等により、円滑な消火活動が可能であること。

県指導基準

第 3 号は、火災の早期発見を確実なものとし、消防機関への迅速な通報体制の確保により、円滑な消火活動を図ることとしている。

火災報知設備、非常放送設備を設置することにより火災を早期に発見し、職員の迅速な対応により入所者が安全で速やかに避難できるよう誘導するとともに、消防へ通報する設備を設置することにより、消防機関と連携し迅速な消火活動への対応を図り、火災の拡大防止に努め、円滑な消火活動を図ることとする。また、円滑な消火活動が図られるよう敷地には十分な空地を確保するとともに、建物周囲においても敷地周辺建物への類焼防止を図る観点から、建物周囲の十分な空地を確保する必要がある

特定事業の内容

- 4 . 非常警報設備の設置により火災を早期に発見できるようにした。
防火管理体制は各自役割分担を決め、夜間見回り回数を増やすことで火災の早期発見に努める。

県の判断

非常警報設備を兼ねた自動火災報知設備、非常通報設備、非常放送設備が設置され火災の早期発見、通報等が確保され、防火管理体制についても施設の消防計画により体制が整備されている。また、夜間の勤務においても、通常より見回り回数を増やすなど、火災の早期発見に努めていることから、必要な安全性が確保されていると認められる。

(2) 専門家からの意見

平成 1 6 年 4 月 2 2 日付けで男鹿地区消防本部消防長、(財)日本建築学会東北支部秋田支所長、秋田県木材高度加工研究所飯島教授に、文書によりそれぞれ照会し、次のとおり回答得た。

火災予防、消火活動の観点から (男鹿地区消防本部消防長)

スプリンクラー設備の設置により早期初期消火が見込まれ、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備が設置され早期通報が可能となっている。また、周囲の道路状況や幅員 4 m の通路の確保及び建設地付近の利水状況から円滑な消防活動が可能である。

以上から、建築後の防火管理体制が十分であれば、施設に係る必要な安全性が確保できると判断する。

県の判断

建築物の防火管理体制について、施設の消防計画において防火管理体制が定められていることから、必要な安全性が確保されていると認められる。

建築物の防火等の観点から（(財)日本建築学会東北支部秋田支所長）

「１．初期消火及び延焼防止の抑制に係る措置」、「２．円滑な避難の確保に係る措置」、「３．円滑な消火活動の確保に係る措置」の３つの角度から検証し、それぞれ十分な措置が講じられ、初期消火・延焼の抑制、円滑な避難、円滑な消火活動が確保されていると判断できる。

なお、建築物において、出火防止のための火気の管理をはじめ適正な管理・運営が行われてこそ性能どおりの安全性が確保されるものであることを申し添える。

県の判断

施設の消防計画において、日常的な管理・点検等が定められ、火災予防に努めることとしていることから、必要な安全性が確保されていると認められる。

木材の特性、利活用の観点から（秋田県立大学木材高度加工研究所 飯島教授）

木材は居住性の面では優位な性質を備えており高齢者施設には適した材料であると言える。工法の工夫により十分な耐火性を確保できる。県産材を活用することは地域産業の振興や雇用の確保にまで関連し、その経済的効果も期待できる。当該計画施設は、構造材はもちろん内装材にも木が使用されている。初期消火や延焼防止に配慮され、避難の安全も確保されていると見受けられることから問題ないと考える。

(3) 耐火・準耐火建築物の適用除外に係る必要な安全性の総合的な県の判断

(1) 及び(2)から、2. に掲げる施設に係る特定事業の内容について、必要な安全が確保されていると認める。